

広島県告示第七百四十六号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防通所リハビリテーションに係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年七月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

名 称 医療法人辰川 会	主たる事務所の所在地 福山市野上町二丁目八番二号	名 称 医療法人辰川 会山陽病院	介護予防サービス事業を行う事業所の所在地 福山市野上町二丁目八番二号	指定年月日 平成一九年六月一日
	指定介護予防サービス事業者			